

平成17年度第3回県民活動審議会の概要について

1 開催日時・場所

平成18年3月22日(水) 14:00~16:00 防長青年館中ホール(3F)

2 出席者

委員 樋口会長 安藤委員 江本(中川)委員 斉藤委員 新庄委員
永田委員 西山委員 福森委員 藤川委員 船崎委員 横田委員
(18名(1名欠員)中11名 出席)

おがさわら「やまぐち県民活動きらめき財団」藤屋副理事長

県 環境生活部次長、県民生活課長 県民活動推進室長ほか職員3名

3 概要

(1) 会議概要

- ・「NPO法施行事務の県民局への移管について」、「やまぐち県民活動支援センターの移転について」、「やまぐち県民活動支援センター指定管理者の指定について」、「平成18年度県民活動関係事業について」に関して事務局から報告を行った。
- ・「県民活動促進事業について」、「県民活動の現状について」に関して事務局から説明を行い、委員から意見や提言を聴取した。

(2) 主な意見等

県民活動促進事業について

- ・促進事業の中で、フォーラムの開催については、集客が望めるようにPRの方法や目玉となるものを考えた方がよい。

県民活動の現状について

- ・現状を把握する際は、単に県民活動団体の調査を行うだけでなく、団体の活動地盤の変化を調査する必要がある。特に、今後人口減少が予測される中山間地域において県民活動の果たせる役割はどういうところなのかといった議論が必要になってくると思う。
- ・県民活動団体の設立年度や、分野、拠点の地域と団体が抱えている問題や期待する支援策等をクロス集計し、状況に応じた支援策の分析をする必要がある。
- ・合併後の新市のコミュニティ行政について、効率化の中で、問題が起こっていないか等、県も把握し、コミュニティの足腰を強くしていく必要がある。
- ・県民活動団体も、いろいろな裾野の拡がりが必要であるが、今後、公の担い手としての育成という視点が必要ではないか。
- ・県民活動をしたいと答えているにも関わらず、健康や体力に問題があるとか時間がないという理由から参加できないという人の割合が高いが、実際活動することにより、忙しくても、時間の調整ができ、体力も配慮しながらできるという効果がある。そういう人が県民活動に参加するきっかけを作ることが大切である。